

クラブチーム・合同チームの在り方について

R5. 5. 29 改訂

中学校総合体育大会に地域クラブ活動（クラブチーム）が出場できるようになったことに伴い、協会主催大会に参加するクラブチームに所属する選手の条件を緩和する。また、今後の社会全体の構造が変わり、クラブチームの登録が今後増えていくことが考えられるため、クラブチーム登録の条件を明確にする必要がある。令和8年度に学校部活動が完全に地域に移行される予定である。その時にクラブチームで協会主催大会が運営できるよう、令和7年度末を目標に移行期間を設定し、組織の変革と条件の整備を進める。

この条件は岐阜県バレーボール協会中学校部主催大会における条件を示したものである。中学校総合体育大会の出場条件は岐阜県中学校体育連盟から別途示される。

この条件は、中体連の出場条件や、国や県から出される方針を加味し、毎年見直しをする。

1. 目的

- ・選手やチームの所在をはっきりさせ、円滑な大会運営をする
- ・バレーがやりたくても、所属校にバレー部のない学校の生徒を救済する
- ・バレーボール競技人口の増加を目指す

2. チーム・参加選手の条件

- ①合同チーム
- ・2チームでの合同については、どちらか片方、または両方が6人に満たない場合に認める。
 - ・3チームでの合同については、3チーム中、2チーム以上が6人に満たない場合に認める。
ただし、地区やチームの状況によってやむを得ず合同チームを組むものであるため、岐阜県バレーボール協会中学校部役員会（以下、「県役員会」という）で審議し決定する。決定通知は当該校に直接連絡する。
 - ・原則は、同一地区のチームで合同をする。やむを得ない事情があり県役員会の承認を得た場合のみ、地区をまたいでもよい。
 - ・地区をまたいだ場合、人数の多い方の地区大会に参加する。
 - ・公式戦の1ヶ月前までに手続きを完了させる。
 - ・学校長の許可 ⇒ 地区協会に報告 ⇒ 県協会に申請書類を提出
※申請書類「合同チーム許可申請書」を地区専門委員長へ提出。地区専門委員長から岐阜県専門委員長へ報告。県役員会で審査を行う。
（中体連への手続きは「複数校合同チーム参加規程」による。
- ②変則合同チーム
- ・バレー部のない学校の生徒が、他の学校のバレー部に参加する。
 - ・バレー部のない学校の生徒も、地区協会、県協会、JVAに登録する。
 - ・地区をまたいでもよい。
 - ・バレー部のない学校の生徒は、人数や所属校数は制限しない。
 - ・クラブチームなどで継続的にプレーしていた選手は参加できない。
 - ・母体となる学校の所属する地区大会に参加する。
 - ・県協会中学校部主催の大会は、公式戦の1ヶ月前までに手続きを完了する。
 - ・学校長の許可 ⇒ 地区協会に報告 ⇒ 県協会に申請書類を提出。
※申請書類「変則合同チーム許可申請書」を地区専門委員長へ提出。地区専門委員長から岐阜県専門委員長へ提出。県役員会で審査を行う。
 - ・中体連にも参加が可能となる。（県中体連での審議となる場合がある）
（中体連への手続きは「複数校合同チーム参加規程」による。

- ③クラブチーム
- ・岐阜県内の中学校に在籍している生徒ならば、誰でも加入できる。（他チームとの二重登録はできない）
 - ・地区協会、県協会、JVAに登録する。
 - ・地区をまたいでもよい。
 - ・「クラブ申請書」のチーム所在地のある地区大会に参加する。
 - ・予選を含む全ての大会に役員を派遣しなければならない。
 - ・代表者と役員は指導者資格保持者をあてること。
 - ・男女とも、6ヶ月以上の実績のあるチームは協会主催大会に出場できる。（学校部活動から地域移行したクラブチームはその限りではない。）
 - ・ヤングクラブ連盟に登録しているチームは中学校部に登録できない。
 - ・選手は同一大会に出場する複数チームに同時に登録することはできない。（ヤングクラブチームとの選手の二重登録は可）
 - ・選手はチーム移籍をした場合、登録後6ヶ月間は大会に出場できない。（クラブ→クラブ、学校部活動→クラブ、クラブ→学校部活動）ただし、一家転住などのやむを得ない場合は、岐阜県バレーボール協会中学校部の認定があればこの限りではない。また、学校部活動が地域移行した場合はこの限りでは無い。
 - ・選手が移籍をする場合、チーム責任者、保護者、選手が十分に話し合うこと。
 - ・申請書類「クラブチーム申請書」「クラブチーム活動実態調査票」を提出。毎年更新する。毎年、9月末日までに地区専門委員長に提出する。地区専門委員長は県専門委員長へ報告し、県専門部会で審査を行う。
- ・以下に示す事項を全て遵守すること。

① 協会主催大会の参加を認める条件

- ア 岐阜県バレーボール協会の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- エ 『岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和5年3月岐阜県教育委員会発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。特にP15「③ 管理」の「（1）活動時間及び休養日等の設定」に書かれている「週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とする。」を遵守する。
- オ 岐阜県バレーボール協会中学校部に加盟もしくは認定されていること。
- カ 予選会となる全ての大会において、運営上必要な事項に協力し、競技役員や審判員としての大会役員として派遣できる指導者がいること。
- キ 地域クラブ活動（クラブチーム）で大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- ク チーム・選手ともにJVA-MRSに登録されていること。（二重登録は禁止）
- ケ 所在地が明確であること。年間を通じて、日常持続的（週単位）に練習している場所と所在地が一致していること。
- コ JSPO 公認指導者資格を有する者が指導に当たっていること。
※コンプライアンス違反は、JSPOからの資格失効等の処分となる。
※令和7年度末までは、学校部活動から地域移行したチームのみ、資格を所持していなくても出場を認める。ただし、次の講習会には必ず参加する意思を示すことを条件とする。
- サ 20歳以上の指導者が常時指導に当たっていること。
- シ 募集要項があり、ホームページ等で公募していること。
- ス チームや団体等の規約があること。
- セ チーム発足から6ヶ月以上の活動実績があること。

② 協会主催大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

- ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- イ 違反した場合は「当該選手・スタッフ・チームは次年度の大会参加は不可」「本大会の結果を全て無効とする」等の罰則が発生する。

④ クラブチーム設立の手順

- ア 試合に出ることができる選手が6人以上集まり、JVA-MRS にチーム及び選手の登録をする。
（二重登録はできないため、他チームへ登録をしていない県内の中学生）
※現在登録チームがある場合には、登録を変更したら以前のチームでの出場ができなくなるため、登録変更の時期には気をつけること。地域移行のチームを除き、その選手は6ヶ月は大会に出場することはできない。
- イ 登録が完了した後、6ヶ月の実績を積む。
- ウ 9月に地区専門委員長に申請書類を提出し、県専門部会で審査をした後に出場権を得る。
- エ ただし、地域移行により立ち上げられたチームはそれを証明する書類も同時に提出する。

（地域移行したクラブチームの条件）

地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体に所属するチームのこと。

あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象とするため、複数校から一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。

地域移行により大会出場をするチームは、それを証明する書類をチーム申請の時に提出する。

3. その他

- ・「合同部活動」として、教育委員会が認めたチームに関しては、教育委員会に提出した文書、許可書などのコピーを提出することで承認手続きとする。
【コピーの提出】 地区専門委員長に提出 ⇒ 県専門委員長へ報告
- ・協会主催大会において、ベンチ入りができるスポーツ指導員の資格は以下のものである。
 - *（公財）日本スポーツ協会公認 コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4
 - *（公財）日本スポーツ協会公認 スタートコーチ（教員免許状取得者）
 - *（公財）岐阜県スポーツ協会公認 地域部活動指導者育成研修会修了者
- ※講習会実施日時は年によって異なるため、ウェブで各自確認し申し込みをする。
- ・特にクラブチームの要件について不明な点が出てきた場合には、その都度協議をする。

※最重要事項

正規の手続きを取り、地区役員会や県役員会で承認を得ること

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。

例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。あわせて、都道府県中学校体育連盟（以下「都道府県中体連」という。）及びその域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県及び市区町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。